**〇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（令和5年4月1日施行）**　　　　　　　　　　　嘉麻市農業委員会事務局

**（改正のポイント）**

嘉麻市でこれまで規定されていた農地の権利取得（所有権・賃貸借権）の際に求めていた下限面積要件（40a以上）が撤廃されました。

ただし、**農地の権利取得に必要なその他の要件は、引き続き継続**となりますので、以下の要件をご確認願います。

**農地法第3条第2項の許可基準について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 規定（許可できない場合） | 判　断　基　準 |
| 全部効率利用  （1号） | 本人または世帯員等が、権利取得後に利用すべきすべての農地等を効率的に利用して耕作しない場合 | ・判断の対象農地等は「現在の権利取得地（借地を含む）＋「申請地」  ・本人または世帯員等が、所有農地等を他者へ貸し付けていたとしても、適切に耕作されている場合は「すべてを効率的に利用すべき」のうちには含まれない。  ・住所地からの距離のみで画一的に判断せず、経営規模、作付け作物等を踏まえ、企画の確保状況、労働力、技術等を総合的に検討する。 |
| 常時従事  （4号） | 本人または世帯員等が、権利取得後に必要な農作業に常時従事しない場合 | ・「必要な農作業」とは、この地域の農業経営の実態からみて、通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められない農作業をいう。  ・「常時従事」については、原則、本人または世帯員の権利取得後の農作業従事日数が年間150日以上であれば認められる（150日未満であってもこの農作業を行う必要がある限り農作業に従事していれば、認めるものとする） |
| 地域との調和  （7号） | 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがある場合 | ・周辺農地の集約化や水利用への影響の有無。地域計画の達成に支障がないこと。 |